

自動認可額の取扱いについての考え方

平成22年2月4日
国土交通省海事局

水先料金については、平成20年2月15日、上限認可・届出制への移行に当たり、原価計算書等による個別審査を省略し、申請が出されれば自動的に認可する上限額（自動認可額）を公示した。

現行の自動認可額は、2年間の期限（平成22年3月31日まで）が付されているため、平成22年4月1日以降の自動認可額を定め公示する必要がある。

しかしながら、新たな水先料金制度の運用においては、指名制が機能し、水先人とユーザーの契約により水先料金の多様化が図られること、そしてそのような適切な市場環境が整備されることが必要であり、現在は、まず第一に指名制トライアル事業の確実な拡大・促進を図ることが重要であると認識している。

このため、指名制トライアル事業を拡大・促進する趣旨から現行の自動認可額の期限を1年延長し、あらためて1年後に指名制トライアル事業の実施状況及びその効果を勘案して改定するとの考え方で、今後調整したい。

延長するに当たっては、1年後の見直しの際に指名制トライアル事業の成果を反映するとの方針で、各水先区に積極的な取り組みを促したい。